

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県公立高等学校等就学支援金事務処理要領（抜粋）

高知県公立高等学校等就学支援金事務処理要領（抜粋）

第1条～第27条（略）

第1条～第27条（略）

（就学支援金の支給の特例）

（就学支援金の支給の特例）

第28条 教育委員会は、法第3条第2項第1号又は第2号に該当する生徒（次に掲げる生徒を除く。）のうち教育委員会が認めた者に、授業料等に相当する額（高等学校等 （法第2条に規定するものをいう。以下同じ。））を中途退学した後、再び高知県立高等学校で学び直す者に対して支給される支援金（以下この条において「学び直し支援金」という。）を受給する資格を有する者については、当該学び直し支援金の額を差し引いた額。以下この条において「標準修業年限超過者等就学支援金」という。）を支給することができる。

第28条 教育委員会は、法第3条第2項第1号又は第2号に該当する生徒（次に掲げる生徒を除く。）のうち教育委員会が認めた者に、授業料等に相当する額（高等学校等を中途退学した後、再び高知県立高等学校で学び直す者に対して支給される支援金（以下この条において「学び直し支援金」という。）を受給する資格を有する者については、当該学び直し支援金の額を差し引いた額。以下この条において「標準修業年限超過者等就学支援金」という。）を支給することができる。

- (1) 就学に対する本人の意思が著しく欠けている生徒
- (2) 授業料等相当する額を支給することがあまりにも公平を欠くと認められる生徒

- (1) 就学に対する本人の意思が著しく欠けている生徒
- (2) 授業料等相当する額を支給することがあまりにも公平を欠くと認められる生徒

2 教育委員会は、同時に二以上の高等学校等^等の課程に在籍する受給権者に、その選択した一の高等学校等^等の課程以外の課程について授業料等に相当する額（以下この条において「併修生等就学支援金」という。）を支給することができる。

2 教育委員会は、同時に二以上の高等学校の課程に在籍する受給権者に、その選択した一の高等学校の課程以外の課程について授業料等に相当する額（以下この条において「併修生等就学支援金」という。）を支給することができる。

3～7（略）

3～7（略）

第29条～第31条（略）

第29条～第31条 (略)

附 則 (略)

(経過措置) (略)

附 則

この要領は、令和6年9月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (略)

(経過措置) (略)